

豊中市 未熟児養育医療給付 申請のてびき

◆ 未熟児養育医療給付とは

生まれたときの体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟な状態で生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する制度です。

※ 未熟児養育医療を受けられるのは、全国の指定養育医療機関での入院治療に限られます

◆ 指定養育医療機関

豊中市の指定養育医療機関は下記のとおりです。他の自治体の指定養育医療機関は、当該自治体のホームページ等でご確認ください。

医療機関名	所在地	連絡先
市立豊中病院	豊中市柴原町 4-14-1	06-6843-0101

◆ 対象

豊中市内に居住し、次のいずれかに該当し、入院して養育する必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児

1. 出生時の体重が2,000グラム以下
2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示していること
 - (1) 一般状態
ア. 運動不安、けいれんがあるもの
イ. 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温
摂氏34度以下
 - (3) 呼吸器循環器系
ア. 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
イ. 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの
ウ. 出血傾向の強いもの
 - (4) 消化器系
ア. 生後24時間以上排便のないもの
イ. 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
ウ. 血性吐物、血性便のあるもの
 - (5) 黄疸
生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの
(重症黄疸による交換輸血を含む)
 - (6) (1)～(5)に準ずる症状を有しており、特に入院養育が必要であるもの

◆ 給付の内容

養育医療の給付は、養育医療券を指定養育医療機関の窓口で提示することで受けることができます。養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に相当する額が公費で負担されます。入院中の食事療養費（ミルク代）も対象になります。ただし、次のものは給付の対象になりません。

- 例) × 未熟児の治療（未熟児であることに起因する疾病等の治療）以外の治療
× 保険診療外の医療費
× 差額ベッド代・おむつ代等の実費部分の支払い

世帯の所得により自己負担が発生する場合、退院後に納付いただきます。

◆ 申請から給付までの流れ

● 出生後、未熟児であることが分かったらすぐに申請を

- ・ 出生届の提出後、必要書類一式（P.3に記載）を市の申請・問合せ窓口（P.4に記載）に A～C のいずれかの方法で提出してください
- ・ 必要書類のうち「養育医療意見書」については、入院している医療機関で記入してもらう必要がありますので、できるだけ早く医師に依頼してください

A. 窓口へ持参：必要書類一式を申請・問合せ窓口にご持参ください

B. 郵送で提出：書留等、送達記録を確認できる方法をお勧めしています

C. 電子申請：右の QR コードより電子申請ができます

ただし、養育医療意見書については原本の提出が必要です
電子申請後、持参または郵送で提出してください



電子申請はこちら

- ・ 退院後には申請できませんので、必ず退院前に申請してください
- ・ 入院治療を始めてから3週間以内に申請してください
- ・ 入院治療開始から2か月を超えて申請した場合、申請日の2か月前までに受けた治療に対して医療給付は受けられません
- ・ 申請時に、保健師等による面談を行います（郵送または電子申請の場合はお電話します）

● 審査後、ご自宅に養育医療券が届きます

- ・ 審査は、書類の不備がない場合で3週間程度かかります
- ・ 審査の結果、基準を満たしていることが認定されたら、申請者宛に養育医療券が届きます
- ・ 養育医療券は、入院している指定養育医療機関に提示してください

● 退院時、入院費用のうち保険適応外部分は医療機関で支払いが必要です

- ・ 差額ベッド代やおむつ代等、公費対象外の費用は退院時に医療機関窓口で支払う必要があります

● 診療月の約4ヶ月後、市から納入通知書が届きます

- ・ 市町村福祉医療（乳幼児・ひとり親・障害児）で助成が受けられる額を差し引いて請求されます
※ 子ども医療証のみ適応で自己負担金がある場合、1か月あたり1,000円となります
- ・ 豊中市から申請者宛に納入通知書が届きますので、記載されている期日までに指定金融機関でお支払いください

● 転院したとき

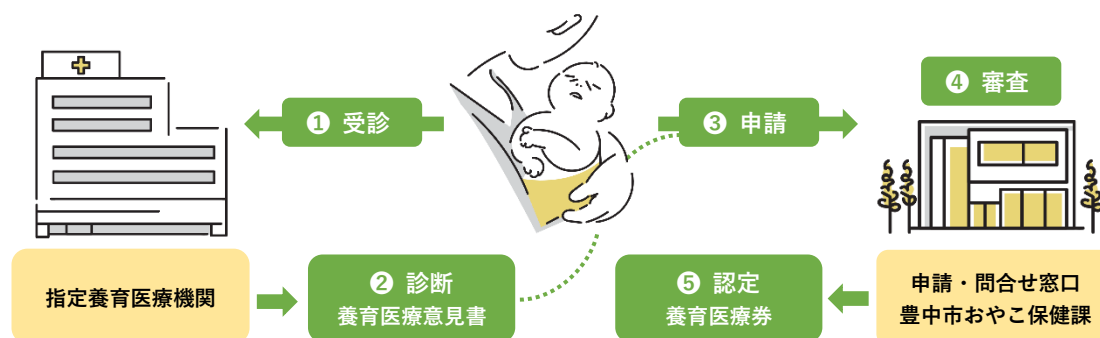
- ・ 転院により医療機関が変わった場合は、新たに申請が必要です
- ・ ただし、「世帯調書」「委任状及び承諾書」については、再提出の必要はありません

● 申請後に申請者や本人の住所、電話番号、被保険者証等が変更になったとき

- ・ 必ず申請・問合せ窓口（P.4に記載）へご連絡の上、変更届の提出をお願いします

● 対象期間は？

- ・ 医師の意見書に記載された診療予定期間の始期（初日）から最長6か月間です
- ・ 医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日まで継続できます



◆ 必要書類一式

☐	養育医療給付申請書 (様式第1号)	申請者は扶養義務者と同じ人（保護者のうち収入が多い人）としてください
☐	養育医療意見書 (様式第2号)	指定養育医療機関の医師が作成したもの ※ 豊中市の様式を用いてください
☐	世帯調書 (様式第3号)	本人を含め、世帯構成員全員を記載してください
☐	誓約書 (様式第4号)	「自己負担金」の支払いに関する誓約書です 申請者は養育医療給付申請書の申請者と同じ人としてください
☐	委任状及び承諾書 (様式第5号)	「自己負担金」について、市町村福祉医療（乳幼児・ひとり親・障がい児）の助成申請及び助成金の受領に関する権限を豊中市に委任する書面です 提出いただくと、豊中市から「自己負担金」をご請求する際、市町村福祉医療で助成が受けられる額を差し引いて請求させていただきます 申請者は養育医療給付申請書の申請者と同じ人としてください
☐	その他	・ お子さまの健康保険証のコピー（後日、追加提出できます） ※ 資格情報のお知らせや資格確認書、マイナポータルの資格情報画面を印刷したものでも可。いずれも難しい場合はご相談ください。 ・ お子さまの子ども医療証のコピー（後日、追加提出できます） ・ マイナンバーの番号（就労中の方）

※ 様式は市ホームページ（未熟児養育医療のページ）からダウンロードできます

※ 本市において市町村民税が確認できない場合、別途書類の提出をお願いする場合があります

※ 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書（本人が記載されたもの）を添付してください



市ホームページ

<参考> 自己負担金の算定方法

- ・自己負担金の算定にあたっては、下記「徴収基準額表」に基づき、自己負担金の上限となる「徴収基準月額」を決定します。医療券にはこの額が記載されていますが、市町村福祉医療等を差し引く前の額ですので、実際に申請者が納付する額とは異なります。
⇒実際に納付する額は、後日送付される納付書に記載されています。
- ・双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります（＝加算基準月額）。
- ・自己負担金の算定方法は以下のとおりです。かかった医療費の健康保険自己負担額（約2割相当）が上限となります。

①「徴収基準月額」を必要に応じ日割り計算します。

<例>D5階層の方が、2月1日から3月10日まで入院された場合

2月分 34,800円（徴収基準月額）×28/28=34,800円…（分母はその月の日数）

3月分 34,800円（徴収基準月額）×10/31=11,225円…（実際の入院日数で日割り計算）

②申請時に「委任状及び承諾書」を提出されている場合、市町村福祉医療（乳幼児・ひとり親・障害児）で助成が受けられる額を差し引きます。

《徴収基準額表》

階層	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	徴収基準月額の10%
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯			2,600円	
C	A階層を除き当該年度の市町村民税均等割りの額のみの課税世帯			5,400円	
D	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税の年額 15,000円以下	D1	7,900円	
		15,001 ～ 21,000円	D2	10,800円	
		21,001 ～ 51,000円	D3	16,200円	
		51,001 ～ 87,000円	D4	22,400円	
		87,001 ～ 171,300円	D5	34,800円	
		171,301 ～ 252,100円	D6	49,400円	
		252,101 ～ 342,100円	D7	65,000円	
		342,101 ～ 450,100円	D8	82,400円	
		450,101 ～ 579,000円	D9	102,000円	
		579,001 ～ 700,900円	D10	123,400円	
		700,901 ～ 849,000円	D11	147,000円	
		849,001 ～ 1,041,000円	D12	172,500円	
		1,041,001 ～ 1,222,500円	D13	199,900円	
		1,222,501 ～ 1,423,500円	D14	229,400円	
		1,423,501円 以上	D15	全額	※1

※1 D15階級（全額徴収）の場合も徴収基準額の10%、ただしその額が26,300円未満の場合は26,300円

申請・問合せ窓口

豊中市 こども未来部 おやこ保健課 保健企画係（未熟児養育医療給付担当）

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ1階

電話：06-6858-2800 ファクス：06-6846-6080（平日9時～17時15分）